

2018.11月号 第395号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072・844・2433

困ったら
ご相談を！

<相談受付> ☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

「保険金が使えない」という住宅修理

工事契約のトラブルにご注意を！

先日の災害でずれた自宅の瓦を修理しようと思っていた矢先、突然訪問してきた業者にそのことを話すと、「損害保険で自己負担なく直せる。うちで修理しませんか」と勧誘された。無料で修理できるならと、その場で損害保険請求書兼工事申込書にサインをした。

しかし、後で契約書をよく見ると、工事費用の見積もりはなく、「保険金が出たら速やかに全額を業者に振り込む」「お客様都合で工事をしない場合は、保険金の三割を違約金として支払う」等書かれていた。

業者に不信感を覚えたので解約したいが、違約金を払わなくてはいけないのか。



枚方市立消費生活センターは、京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分の場所にあります。

アドバイス

「損害保険を使って自己負担ゼロで住宅の修理ができる」や「保険金が出るようサポートするので住宅修理をしないか」等と勧誘する住宅修理工事契約に関する相談が多く寄せられています。

1. 「無料」でもすぐに契約しないで。

勧誘を受けた時点では、修理工事の費用が保険金額の範囲で収まるかどうか、そもそも保険金が支払われるかもわかりません。契約をする前に、手数料や違約金の有無など、契約内容を業者に確認しましょう。

また住宅修理工事についても複数の業者から見積もりを取り、比較することが大切です。

※リフォームの相談、契約前の無料見積もりチェックサービスは、公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター「住まいのダイヤル」(0570・016・100)まで

2. まずは保険会社に相談を。

住宅修理に関して「保険金が使えない」と勧誘を受けた場合は保険会社や保険代理店に問い合わせてください。保険会社に保険金の請求をする場合は、必ず消費者自身が事実に基づいて請求しましょう。

3. 不安や疑問は、すぐに消費生活センターに相談を。

訪問販売や電話勧誘で住宅修理等を契約した場合、8日間はクーリング・オフできます。

また、契約書面を根拠に高額な解約料を請求された場合でも、消費者契約法上の不当条項に当たるケースもあります。契約に関して不安や疑問を感じた場合は、消費生活センターに相談しましょう。

宅配業者をかたる偽サイト

に関する相談が急増しています

宅配大手の「佐川急便」をかたるシヨートメッセージサービス（以下SMS）から偽サイトに誘導され、スマートフォンに不審なアプリをインストールしてしまったという相談が7月以降急増しています。

偽サイトにはAndroid端末向けの不審なアプリをインストールさせるリンクが仕込まれており、記載のURLにアクセスすると、画面のどこをタップしてもアプリがダウンロードされ、個人情報抜き取られたり、不特定多数の人に偽のメッセージを大量に送ったりしてしまいます。



アドバイス

【その1】

不審なSMSのアドレスにアクセスしない。

【その2】

提供元不明のアプリのインストール許可を「オフ」にしておく

※端末により設定方法が異なる場合があるため、不明な場合はお使いの携帯電話会社にご確認ください。

【その3】

不審なアプリをインストールしてしまった場合はすぐに削除する。

※不審なアプリをインストールしたことによる端末本体への影響範囲は不明です。そのため、より安全な対処方法としてアプリの削除だけでなく端末の初期化をおすすめします。初期化の操作方法はお使いの携帯電話会社にお問い合わせください。

「石けんキャンペーン & 廃油（食用）回収予定」

日時：11月20日（火）

10時30分～正午

場所：南部生涯学習市民センター

※家庭用食品廃油のみ回収
※容器はお持ち帰りいただきます。



催し予告

諸事情により、
開催中止と致します。